

雇用保険の特定求職者雇用開発助成金の支給が不適正

1 件 不当金額(支出) 1 4 6 5 万円
(前年度 1 件 2 2 3 7 万円)

1 保険給付の概要

特定求職者雇用開発助成金は、雇用保険(後掲71ページ参照)で行う事業のうちの雇用安定事業の一環として、雇用保険法等に基づき、60歳以上65歳未満の高年齢者や障害者等の就職が特に困難な求職者(就職困難者)、65歳以上の被保険者でない求職者等を雇い入れた事業主に対して、当該雇用労働者の賃金の一部に相当する額を助成するもので、特定就職困難者コース助成金(平成29年3月31日以前は特定就職困難者雇用開発助成金。「就職困難者コース」)、生涯現役コース奨励金(同高年齢者雇用開発特別奨励金。「生涯現役コース」)等がある。

就職困難者コース及び生涯現役コースの支給要件は、事業主が就職困難者又は雇入れ日における満年齢が65歳以上の被保険者でない求職者を公共職業安定所等の紹介により新たに継続して雇用する労働者として雇い入れることなどとなっている。

また、就職困難者コース及び生涯現役コースのいずれにおいても、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者は、支給対象とならないこととされている。

特定求職者雇用開発助成金の支給を受けようとする事業主は、当該助成金に係る支給申請書及び支給要件を満たした労働者に係る出勤簿等の添付書類を都道府県労働局(労働局)に提出することとなっており、労働局は、支給申請書等に記載されている当該労働者の氏名、生年月日、雇用年月日、賃金の支払、事業主の過去の不正受給の有無等を審査した上で支給決定を行い、これに基づいて厚生労働本省又は労働局は、特定求職者雇用開発助成金の支給を行うこととなっている。

2 検査の結果

6労働局管内において25年度から30年度までの間に支給を受けた9事業主は、雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある者を雇い入れているのに当該者を支給対象に含めていたり、既に雇い入れている者に形式的に公共職業安定所の紹介を受けさせて、その紹介により雇い入れたこととしたりして申請するなどしており、これら9事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給額計1465万円(就職困難者コース1315万円、生涯現役コース150万円)は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。

(注) 6労働局 岩手、埼玉、東京、三重、広島、宮崎各労働局

<事例>

東京労働局は、事業主Aから、就職困難者B及びCを27年3月に、就職困難者Dを同年4月に、就職困難者Eを同年5月に、いずれも東京労働局管下の上野公共職業安定所の紹介を受け、就職困難者Fを同年3月に、埼玉労働局管下の草加公共職業安定所の紹介を受けて、就職困難者B、C、D及びFを同年4月に、就職困難者Eを同年6月にそれぞれ雇い入れたとする支給申請書の提出を受けて、これに基づき、就職困難者コース計835万円の支給決定を行っていた。

しかし、実際には、就職困難者B、C、D及びFは26年4月から、就職困難者Eは同年9月からそれぞれ複数回にわたり就労しており、事業主Aは雇入れ日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れ日の前日までの間に当該雇入れに係る事業所において就労したことがある就職困難者B、C、D、E及びFを雇い入っていた。したがって、就職困難者B、C、D、E及びFは就職困難者コースの対象とならず、就職困難者コース835万円の全額が支給の要件を満たしていなかった。

なお、これらの不適正な支給額は、全て返還の処置が執られた。

労働局名	本院の調査に係る 事業主数	不適正支給に係る 事業主数	左の事業主に支給した 特定求職者雇用開発助 成金 ^(注)	左のうち不当と認める 特定求職者雇用開発助 成金 ^(注)
岩手	13	1	60万 円	60万 円
埼玉	1	1	120万 円	120万 円
東京	28	1	835万 円	835万 円
三重	10	1	200万 円	200万 円
広島	36	2	60万 40万	60万 40万
宮崎	28	3	40万 110万	40万 110万
計	116	9	1315万 150万	1315万 150万
合計			1465万	1465万

(注) 「左の事業主に支給した特定求職者雇用開発助成金」及び「左のうち不当と認める特定求職者雇用開発助成金」の上段は就職困難者コースに係る分、下段は生涯現役コースに係る分である。